

目次（略）

目次（略）
 第1条~第88条（略）
 別記1~10（略）
 料金表~料金表別表2（略）

第1章
 第1条（略）

第1章
 第1条（略）

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
28 第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置	第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリ3タイプ4 <u>又は</u> タイプ5を提供するために当社がIP通信網サービス取扱所に設置する電気通信設備

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
28 第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置	第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリ3タイプ4、 <u>タイプ5</u> <u>又は</u> <u>タイプ6</u> を提供するために当社がIP通信網サービス取扱所に設置する電気通信設備

第2章
 第3条（略）

第2章
 第3条（略）

（ダイヤルアウト）
 第4条 シェアードIP-PBX契約者は、ダイヤルアウト（ボイスモードに係る通信のうち、次に掲げる発信元から発信先に対して行うものをいいます。以下同じとします。）を行うことができます。
 ただし、当社が別に定める通信はこの限りではありません。

（ダイヤルアウト）
 第4条 シェアードIP-PBX契約者は、ダイヤルアウト（ボイスモードに係る通信のうち、次に掲げる発信元から発信先に対して行うものをいいます。以下同じとします。）を行うことができます。
 ただし、当社が別に定める通信はこの限りではありません。

発信元	発信先
(1) 削除	(1) 加入電話等設備
(2) シェアードゲートウェイ装置	(2) IP電話設備（シェアードゲートウェイ装置を除きます。）
(3) 削除	(3) 料金表第1表（料金）5-2-4のイに規定する地域
(4) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBX利用回線	
(5) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置	

発信元	発信先
(1) 削除	(1) 加入電話等設備
(2) シェアードゲートウェイ装置	(2) IP電話設備（シェアードゲートウェイ装置を除きます。）
(3) 削除	(3) 料金表第1表（料金）5-2-4のイに規定する地域
(4) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBX利用回線	
(5) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置	

2 削除
 （注）本条第1項に規定する当社が別に定める通信は次のとおりとします。
 (1) （略）

2 削除
 （注）本条第1項に規定する当社が別に定める通信は次のとおりとします。
 (1) （略）

- (2) (略)
- (3) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係るカテゴリ1のタイプ1のプラン2、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5及びカテゴリ8において電気通信番号規則別表第12号に定める電気通信番号を利用して行う通信
- (4) (略)

- (2) (略)
- (3) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係るカテゴリ1のタイプ1のプラン2、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、カテゴリ3のタイプ6及びカテゴリ8において電気通信番号規則別表第12号に定める電気通信番号を利用して行う通信
- (4) (略)

第5条～第73条 (略)

第5条～第73条 (略)

第6節 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約

(第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等)

第73条の2 第6種シェアードIP-PBXサービスには、次の種類があります。

種類	内容
(略)	(略)
カテゴリ3	シェアードゲートウェイ装置又は当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの (注) 当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備は、Arcstar Contact Centerサービス契約約款若しくはArcstar UCaaS利用規約に定める電気通信設備又は第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリ3タイプ5に係るものに限ります。)に係る電気通信設備とします。
(略)	(略)

2 第6種シェアードIP-PBXサービスには、次の区別があります。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) カテゴリ3に係るもの

区別	内容
タイプ1	スマートPBXサービス(別冊(スマートPBXサービス)に定めるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用し

第6節 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約

(第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等)

第73条の2 第6種シェアードIP-PBXサービスには、次の種類があります。

種類	内容
(略)	(略)
カテゴリ3	シェアードゲートウェイ装置又は当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの (注) 当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備は、Arcstar Contact Centerサービス契約約款若しくはArcstar UCaaS利用規約に定める電気通信設備又は第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリ3タイプ5 <u>又はタイプ6</u> に係るものに限ります。)に係る電気通信設備とします。
(略)	(略)

2 第6種シェアードIP-PBXサービスには、次の区別があります。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) カテゴリ3に係るもの

区別	内容
タイプ1	スマートPBXサービス(別冊(スマートPBXサービス)に定めるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用し

	て、ダイヤルアウト通信を行うもの
タイプ2	Arcstar Contact Centerサービス（Arcstar Contact Centerサービス契約約款に定めるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
タイプ3	当社が別に定めるサービスを利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの (注) 当社が別に定めるサービスは、Arcstar UCaaS 利用規約に定めるサービスをいいます。
タイプ4	第6種シェアードIP-PBX装置に着信をする通信を、第6種シェアードIP-PBX契約者があらかじめ指定した他の電気通信番号(当社が別に定める通信に係るものを除きます。)及びシェアードゲートウェイ装置に転送を行うことができるもの (注) 本欄に規定する当社が別に定める通信は、第6種シェアードIP-PBX契約の申込みをする者及び第6種シェアードIP-PBX契約者に開示し、設定機能に関わる当社指定の方法により第6種シェアードIP-PBX契約者に通知するものとします。
タイプ5	マイクロソフト社が提供するMicrosoft Teamsを利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
備考	1 タイプ1、タイプ2、タイプ3及びタイプ4においては、1のIPセントレックス番号及び1の通信チャネルを利用できます。 2 タイプ5においては、1のIPセントレックス番号及び1のIDを利用できます。

3 (略)

(第6種シェアードIP-PBX契約の単位)
第73条の3 当社は共通編第8条（IP通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、第6種シェアードIP-PBX契約の単位を次のとおり定めます。
(1) (2)(3)(4)以外の場合
当社は、1の第6種シェアードIP-PBX利用回線につき1の第6種シェアードIP-PBX契約を締結します。この場合において、カテゴリ1のタイプ1のプラン2については、1の第6種シェアードIP-PBX利用回線につき1以上の第6種シェアードIP-PBX契約を締結できるものとします。
(2) (略)
(3) (略)

	て、ダイヤルアウト通信を行うもの
タイプ2	Arcstar Contact Centerサービス（Arcstar Contact Centerサービス契約約款に定めるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
タイプ3	当社が別に定めるサービスを利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの (注) 当社が別に定めるサービスは、Arcstar UCaaS 利用規約に定めるサービスをいいます。
タイプ4	第6種シェアードIP-PBX装置に着信をする通信を、第6種シェアードIP-PBX契約者があらかじめ指定した他の電気通信番号(当社が別に定める通信に係るものを除きます。)及びシェアードゲートウェイ装置に転送を行うことができるもの (注) 本欄に規定する当社が別に定める通信は、第6種シェアードIP-PBX契約の申込みをする者及び第6種シェアードIP-PBX契約者に開示し、設定機能に関わる当社指定の方法により第6種シェアードIP-PBX契約者に通知するものとします。
タイプ5	マイクロソフト社が提供するMicrosoft Teamsを利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
タイプ6	ジェネシスクラウドサービス株式会社（以下「SaaS サービス提供社」といいます。）が提供する Genesys Cloud CX（以下「接続先 SaaS サービス」といいます。）を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
備考	1 タイプ1、タイプ2、タイプ3及びタイプ4においては、1のIPセントレックス番号及び1の通信チャネルを利用できます。 2 タイプ5 及びタイプ6 においては、1のIPセントレックス番号及び1のIDを利用できます。

3 (略)

(第6種シェアードIP-PBX契約の単位)
第73条の3 当社は共通編第8条（IP通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、第6種シェアードIP-PBX契約の単位を次のとおり定めます。
(1) (2)(3)(4)以外の場合
当社は、1の第6種シェアードIP-PBX利用回線につき1の第6種シェアードIP-PBX契約を締結します。この場合において、カテゴリ1のタイプ1のプラン2については、1の第6種シェアードIP-PBX利用回線につき1以上の第6種シェアードIP-PBX契約を締結できるものとします。
(2) (略)
(3) (略)

<p>(4) カテゴリー3(タイプ4及びタイプ5に限ります。)の場合 当社は、1の契約者識別番号につき1の第6種シェアードIP-PBX契約を締結します。</p> <p>2 前項の場合、第6種シェアードIP-PBX契約者は、1の契約につき1人に限ります。</p>	<p>(4) カテゴリー3(タイプ4、タイプ5及びタイプ6に限ります。)の場合 当社は、1の契約者識別番号につき1の第6種シェアードIP-PBX契約を締結します。</p> <p>2 前項の場合、第6種シェアードIP-PBX契約者は、1の契約につき1人に限ります。</p>
<p>(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)</p> <p>第73条の4 共通編第9条(IP通信網契約申込みの方法)に規定する契約申込みの方法として、第6種シェアードIP-PBX契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定する方法により第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを行っていただきます。この場合、第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ5及びカテゴリー8に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合並びにカテゴリー3のタイプ4のプラン2に係るものに限ります。)の申込みをするときは、当社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)」(以下「犯収法」といいます。)に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。</p> <p>(1) 第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等 (2) その他申込の内容を特定するために必要な事項</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)</p> <p>第73条の4 共通編第9条(IP通信網契約申込みの方法)に規定する契約申込みの方法として、第6種シェアードIP-PBX契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定する方法により第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを行っていただきます。この場合、第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ5、<u>カテゴリー3のタイプ6</u>及びカテゴリー8に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合並びにカテゴリー3のタイプ4のプラン2に係るものに限ります。)の申込みをするときは、当社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)」(以下「犯収法」といいます。)に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。</p> <p>(1) 第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等 (2) その他申込の内容を特定するために必要な事項</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)</p> <p>第73条の5 当社は、共通編第10条(IP通信網契約申込みの承諾)第1項の申込みがあった場合、その請求を承諾します。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定する場合又は次の場合には、その第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) (略) (2) 第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー1(タイプ1のプラン2を除きます。特定電気通信番号を用いる場合であって、当社が緊急通報に関する電気通信番号への通話を提供していない区域で利用するときに限ります。))、カテゴリー1(タイプ1のプラン2に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合に限ります。))、カテゴリー3(タイプ1、タイプ2、タイプ4のプラン2<u>及び</u>タイプ5に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合に限ります。))、カテゴリー7(特定電気通信番号を用いる場合であって、当社が緊急通報に関する電気通信番号への通話を提供していない区域で利用するときに限ります。))又はカテゴリー8(特定電気通信番号を用いる場合に限ります。))に限ります。)の申込みをした者が、緊急通報が可能な通信手段を確保していないとき (3)～(5) (略) (6) 第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ5又はカテゴリー8に係る者であって、特定電気通信番号を用いる場合及びカテゴリー3のタイプ4のプラン2に係る者</p>	<p>(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)</p> <p>第73条の5 当社は、共通編第10条(IP通信網契約申込みの承諾)第1項の申込みがあった場合、その請求を承諾します。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定する場合又は次の場合には、その第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) (略) (2) 第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー1(タイプ1のプラン2を除きます。特定電気通信番号を用いる場合であって、当社が緊急通報に関する電気通信番号への通話を提供していない区域で利用するときに限ります。))、カテゴリー1(タイプ1のプラン2に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合に限ります。))、カテゴリー3(タイプ1、タイプ2、タイプ4のプラン2、<u>タイプ5及びタイプ6</u>に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合に限ります。))、カテゴリー7(特定電気通信番号を用いる場合であって、当社が緊急通報に関する電気通信番号への通話を提供していない区域で利用するときに限ります。))又はカテゴリー8(特定電気通信番号を用いる場合に限ります。))に限ります。)の申込みをした者が、緊急通報が可能な通信手段を確保していないとき (3)～(5) (略) (6) 第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ5、<u>カテゴリー3のタイプ6</u>又はカテゴリー8に係る者であって、特定電気通信番号を用いる場合及びカテゴリー3のタイ</p>

<p>に限りませす。)が、犯収法に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等の求めに応じないとき、又はそれらが虚偽若しくは事実と反する書類であると当社が判断したとき。</p>	<p>プ4のプラン2に係る者に限りませす。)が、犯収法に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等の求めに応じないとき、又はそれらが虚偽若しくは事実と反する書類であると当社が判断したとき。</p>
<p>第73条の5の2～第73条の6 (略)</p>	<p>第73条の5の2～第73条の6 (略)</p>
<p>(第6種シェアードIP-PBXサービスの区別等の変更)</p> <p>第73条の7 第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー1のタイプ2、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5シェアードIP-PBXサービスの種類又は区別の変更(カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー1のタイプ2、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー7及びカテゴリー8に係るものを除きませす。))の請求をすることができませす。</p> <p>2 前項の請求があつたときは、当社は、共通編第10条(IP通信網契約申込みの承諾)及び第73条の5(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱ひませす。</p>	<p>(第6種シェアードIP-PBXサービスの区別等の変更)</p> <p>第73条の7 第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー1のタイプ2、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、<u>カテゴリー3のタイプ6</u>、カテゴリー7及びカテゴリー8に係るものを除きませす。))は、第6種シェアードIP-PBXサービスの種類又は区別の変更(カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー1のタイプ2、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、<u>カテゴリー3のタイプ6</u>、カテゴリー7及びカテゴリー8に係るものを除きませす。))の請求をすることができませす。</p> <p>2 前項の請求があつたときは、当社は、共通編第10条(IP通信網契約申込みの承諾)及び第73条の5(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱ひませす。</p>
<p>(第6種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号)</p> <p>第73条の8 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約ごとにIPセントレックス番号を定めませす。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 当社は、第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリー1、カテゴリー3(タイプ1、タイプ2、タイプ4のプラン2 <u>及び</u>タイプ5に係るものに限りませす。)、カテゴリー7及びカテゴリー8に限り、特定電気通信番号を提供しませす。</p> <p>ただし、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1(タイプ1のプラン2を除きませす。))及びカテゴリー7に係る者に限りませす。)が緊急通報用電話番号(電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をいひませす。以下同じとしまひませす。))への通話が出来ない区域は、第4条(ダイヤルアウト)に規定する通信に係る区域としまひませす。IPセントレックス番号を利用する自営端末設備の設置場所において、緊急通報用電話番号への通話が出来ない場合は、緊急通報が可能な通信手段を用意していただきませす。</p> <p>第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5及びカテゴリー8に係る者に限りませす。))は、IPセントレックス番号を利用する利用場所において、緊急通報が可能な通信手段を用意していただきませす。</p> <p>(1) 当社は、設置場所又は利用場所において緊急通報が可能な通信手段が確</p>	<p>(第6種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号)</p> <p>第73条の8 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約ごとにIPセントレックス番号を定めませす。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 当社は、第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリー1、カテゴリー3(タイプ1、タイプ2、タイプ4のプラン2、<u>タイプ5</u> <u>及び</u>タイプ6に係るものに限りませす。)、カテゴリー7及びカテゴリー8に限り、特定電気通信番号を提供しませす。</p> <p>ただし、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1(タイプ1のプラン2を除きませす。))及びカテゴリー7に係る者に限りませす。)が緊急通報用電話番号(電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をいひませす。以下同じとしまひませす。))への通話が出来ない区域は、第4条(ダイヤルアウト)に規定する通信に係る区域としまひませす。IPセントレックス番号を利用する自営端末設備の設置場所において、緊急通報用電話番号への通話が出来ない場合は、緊急通報が可能な通信手段を用意していただきませす。</p> <p>第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、<u>カテゴリー3のタイプ6</u>及びカテゴリー8に係る者に限りませす。))は、IPセントレックス番号を利用する利用場所において、緊急通報が可能な通信手段を用意していただきませす。</p> <p>(1) 当社は、設置場所又は利用場所において緊急通報が可能な通信手段が確</p>

<p>保されていないことが判明した場合、特定電気通信番号を廃止することがあります。</p> <p>(2) 当社は、特定電気通信番号を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1（タイプ1のプラン2を除きます。）及びカテゴリー7に係る者に限ります。）が、第6種シェアードIP-PBX利用回線の終端の場所を当社に通知なく変更した場合、特定電気通信番号を廃止します。</p> <p>(3) 当社は、特定電気通信番号を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5及びカテゴリー8に係る者に限ります。）が、第73条の4（第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法）及び共通編別記5（IP通信網契約者の氏名等の変更）に基づき当社に申し出た利用場所を当社に通知なく変更した場合、一定期間の利用停止後、特定電気通信番号を廃止します。この場合において、特定電気通信番号の廃止と同時に、IP電話番号を廃止することがあります。</p>	<p>保されていないことが判明した場合、特定電気通信番号を廃止することがあります。</p> <p>(2) 当社は、特定電気通信番号を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1（タイプ1のプラン2を除きます。）及びカテゴリー7に係る者に限ります。）が、第6種シェアードIP-PBX利用回線の終端の場所を当社に通知なく変更した場合、特定電気通信番号を廃止します。</p> <p>(3) 当社は、特定電気通信番号を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、<u>カテゴリー3のタイプ6</u>及びカテゴリー8に係る者に限ります。）が、第73条の4（第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法）及び共通編別記5（IP通信網契約者の氏名等の変更）に基づき当社に申し出た利用場所を当社に通知なく変更した場合、一定期間の利用停止後、特定電気通信番号を廃止します。この場合において、特定電気通信番号の廃止と同時に、IP電話番号を廃止することがあります。</p>
<p>第73条の9～第78条(略)</p>	<p>第73条の9～第78条(略)</p>
<p>第1節 料金の支払義務 （利用料金の支払義務）</p> <p>第79条 共通編第29条（利用料金等の支払義務）に規定する利用料金等の支払義務として、シェアードIP-PBX契約者は、そのシェアードIP-PBX契約に基づいて当社がシェアードIP-PBXサービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して、シェアードIP-PBX契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、当社が提供するシェアードIP-PBXサービスの態様に応じて料金表第1表（料金）に規定する利用料金（ダイヤルアウト通信料を除きます。）の支払いを要します。</p> <p>2 前項の期間において、シェアードIP-PBXサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。</p> <p>(1) 利用停止があったときは、シェアードIP-PBX契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。ただし、共通編第24条（利用停止）第2項の規定に該当する場合は、この限りではありません。この場合において利用を停止した日をシェアードIP-PBX契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）、利用の停止を解除した日をシェアードIP-PBXサービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）とみなして取扱います。</p> <p>(2) 前号の規定によるほか、シェアードIP-PBX契約者は、次の場合を除き、通信を行うことができなかった期間中の利用料金の支払いを要します。</p>	<p>第1節 料金の支払義務 （利用料金の支払義務）</p> <p>第79条 共通編第29条（利用料金等の支払義務）に規定する利用料金等の支払義務として、シェアードIP-PBX契約者は、そのシェアードIP-PBX契約に基づいて当社がシェアードIP-PBXサービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して、シェアードIP-PBX契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、当社が提供するシェアードIP-PBXサービスの態様に応じて料金表第1表（料金）に規定する利用料金（ダイヤルアウト通信料を除きます。）の支払いを要します。</p> <p>2 前項の期間において、シェアードIP-PBXサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。</p> <p>(1) 利用停止があったときは、シェアードIP-PBX契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。ただし、共通編第24条（利用停止）第2項の規定に該当する場合は、この限りではありません。この場合において利用を停止した日をシェアードIP-PBX契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）、利用の停止を解除した日をシェアードIP-PBXサービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）とみなして取扱います。</p> <p>(2) 前号の規定によるほか、シェアードIP-PBX契約者は、次の場合を除き、通信を行うことができなかった期間中の利用料金の支払いを要します。</p>

区 別	支払いを要しない料金
1 シェアードIP-PBX契約者の責めによらない理由により、そのシェアードIP-PBXサービスを全く利用できない状態（そのシェアードIP-PBX契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。ただし、カテゴリー3のタイプ5に <u>限り</u> 、この状態がシェアードIP-PBX契約者とマイクロソフト社間の契約に係る提供区間による場合はこの限りではありません。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのシェアードIP-PBXサービスについての料金（当社が別に定めるものに限ります。）
2 削除	削除
3 当社の故意又は重大な過失によりそのシェアードIP-PBXサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのシェアードIP-PBXサービスについての料金（当社が別に定めるものに限ります。）
4 削除	削除

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注1) 本条第2項第2号の表の1欄及び3欄に規定する当社が別に定める料金は、料金表第1表（料金）に規定する料金（利用料の加算額に係るものを除きます。）とします。

区 別	支払いを要しない料金
1 シェアードIP-PBX契約者の責めによらない理由により、そのシェアードIP-PBXサービスを全く利用できない状態（そのシェアードIP-PBX契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。ただし、カテゴリー3のタイプ5に <u>おいて</u> 、この状態がシェアードIP-PBX契約者とマイクロソフト社間の契約に係る提供区間による場合、 <u>又はカテゴリー3のタイプ6において、この状態がシェアードIP-PBX契約者とSaaSサービス提供社間の契約に係る提供区間による場合</u> はこの限りではありません。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのシェアードIP-PBXサービスについての料金（当社が別に定めるものに限ります。）
2 削除	削除
3 当社の故意又は重大な過失によりそのシェアードIP-PBXサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのシェアードIP-PBXサービスについての料金（当社が別に定めるものに限ります。）
4 削除	削除

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注1) 本条第2項第2号の表の1欄及び3欄に規定する当社が別に定める料金は、料金表第1表（料金）に規定する料金（利用料の加算額に係るものを除きます。）とします。

第80条～第88条（略）	第80条～第88条（略）												
料金表 通則（略）	料金表 通則、第1表 料金（略）												
第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。） 1～4（略） 5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの 5-1 適用	第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。） 1～4（略） 5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの 5-1 適用												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="73 496 293 552">区 分</th> <th data-bbox="293 496 1043 552">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="73 552 293 608">(1)～(6)（略）</td> <td data-bbox="293 552 1043 608">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="73 608 293 1000">(7)携帯通話定額割引の適用</td> <td data-bbox="293 608 1043 1000">ア 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ5に係る者を除きます。以下この欄において同じとします。）からこの割引の申出があった第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー3のタイプ5を除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に掲げる定額料を当社に支払うことを条件に、この割引の申出があった日を含む料金月の翌月以降、第6種シェアードIP-PBX契約者の利用する第6種シェアードIP-PBXサービスからの対象の通話に対し5-2-4に規定するダイヤルアウト通信料を適用しません。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1)～(6)（略）	(略)	(7)携帯通話定額割引の適用	ア 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ5に係る者を除きます。以下この欄において同じとします。）からこの割引の申出があった第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー3のタイプ5を除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に掲げる定額料を当社に支払うことを条件に、この割引の申出があった日を含む料金月の翌月以降、第6種シェアードIP-PBX契約者の利用する第6種シェアードIP-PBXサービスからの対象の通話に対し5-2-4に規定するダイヤルアウト通信料を適用しません。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1084 496 1303 552">区 分</th> <th data-bbox="1303 496 2040 552">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1084 552 1303 608">(1)～(6)（略）</td> <td data-bbox="1303 552 2040 608">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 608 1303 1000">(7)携帯通話定額割引の適用</td> <td data-bbox="1303 608 2040 1000">ア 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ5 <u>又はタイプ6</u>に係る者を除きます。以下この欄において同じとします。）からこの割引の申出があった第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー3のタイプ5 <u>又はタイプ6</u>を除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に掲げる定額料を当社に支払うことを条件に、この割引の申出があった日を含む料金月の翌月以降、第6種シェアードIP-PBX契約者の利用する第6種シェアードIP-PBXサービスからの対象の通話に対し5-2-4に規定するダイヤルアウト通信料を適用しません。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1)～(6)（略）	(略)	(7)携帯通話定額割引の適用	ア 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ5 <u>又はタイプ6</u> に係る者を除きます。以下この欄において同じとします。）からこの割引の申出があった第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー3のタイプ5 <u>又はタイプ6</u> を除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に掲げる定額料を当社に支払うことを条件に、この割引の申出があった日を含む料金月の翌月以降、第6種シェアードIP-PBX契約者の利用する第6種シェアードIP-PBXサービスからの対象の通話に対し5-2-4に規定するダイヤルアウト通信料を適用しません。
区 分	内 容												
(1)～(6)（略）	(略)												
(7)携帯通話定額割引の適用	ア 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ5に係る者を除きます。以下この欄において同じとします。）からこの割引の申出があった第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー3のタイプ5を除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に掲げる定額料を当社に支払うことを条件に、この割引の申出があった日を含む料金月の翌月以降、第6種シェアードIP-PBX契約者の利用する第6種シェアードIP-PBXサービスからの対象の通話に対し5-2-4に規定するダイヤルアウト通信料を適用しません。												
区 分	内 容												
(1)～(6)（略）	(略)												
(7)携帯通話定額割引の適用	ア 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ5 <u>又はタイプ6</u> に係る者を除きます。以下この欄において同じとします。）からこの割引の申出があった第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー3のタイプ5 <u>又はタイプ6</u> を除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に掲げる定額料を当社に支払うことを条件に、この割引の申出があった日を含む料金月の翌月以降、第6種シェアードIP-PBX契約者の利用する第6種シェアードIP-PBXサービスからの対象の通話に対し5-2-4に規定するダイヤルアウト通信料を適用しません。												

定額料（月額）	900円（990円）	1の契約ごと 1chあたり
---------	------------	------------------

イ 第79条（利用料金の支払義務）に規定するほか、この割引の適用を受ける第6種シェアードIP-PBX契約者は、この割引の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、その第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー3のタイプ5を除きます。以下この欄において同じとします。）に係る割引の適用を受けている料金月について、定額料の支払いを要します。

ウ アの対象となる通話はこの割引の申出を行った第6種シェアードIP-PBX契約者及びこの割引の利用の申出を行った第6種シェアードIP-PBX契約者から申出のあった法人番号の指定を受けた法人等における株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号へのダイヤルアウト通信とします。

エ ウの株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号はこの割引の適用を受ける料金月の前月末日までに株式会社NTTドコモと契約を行った携帯電話等契約に係る電気通信番号となります。

オ ウの第6種シェアードIP-PBX契約者における株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号数、この割引の利用の申出を行った第6種シェアードIP-PBX契約者から申出のあった法人番号の指定を受けた法人等の数及びその法人等における株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号数に上限はありません。

カ この割引の提供にあたって、この割引の申出を行った第6種シェアードIP-PBX契約者及びこの割引の申出を行った第6種シェアードIP-PBX契約者から申出のあった法人番号の指定を受けた法人等における株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号情報について当社が株式会社NTTドコモから提供を受けることについて第6種シェアードIP-PBX契約者は同意するものとします。この場合において、第6種シェアードIP-PBX契約者はこの割引適用の申出を行った法人番号の指定を受け

定額料（月額）	900円（990円）	1の契約ごと 1chあたり
---------	------------	------------------

イ 第79条（利用料金の支払義務）に規定するほか、この割引の適用を受ける第6種シェアードIP-PBX契約者は、この割引の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、その第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー3のタイプ5又はタイプ6を除きます。以下この欄において同じとします。）に係る割引の適用を受けている料金月について、定額料の支払いを要します。

ウ アの対象となる通話はこの割引の申出を行った第6種シェアードIP-PBX契約者及びこの割引の利用の申出を行った第6種シェアードIP-PBX契約者から申出のあった法人番号の指定を受けた法人等における株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号へのダイヤルアウト通信とします。

エ ウの株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号はこの割引の適用を受ける料金月の前月末日までに株式会社NTTドコモと契約を行った携帯電話等契約に係る電気通信番号となります。

オ ウの第6種シェアードIP-PBX契約者における株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号数、この割引の利用の申出を行った第6種シェアードIP-PBX契約者から申出のあった法人番号の指定を受けた法人等の数及びその法人等における株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号数に上限はありません。

カ この割引の提供にあたって、この割引の申出を行った第6種シェアードIP-PBX契約者及びこの割引の申出を行った第6種シェアードIP-PBX契約者から申出のあった法人番号の指定を受けた法人等における株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号情報について当社が株式会社NTTドコモから提供を受けることについて第6種シェアードIP-PBX契約者は同意するものとします。この場合において、第6種シェアードIP-PBX契約者はこの割引適用の申出を行った法人番号の指定を受け

	<p>た法人等に同意をとるものとします。</p> <p>キ この割引の適用を受ける第6種シェアードIP-PBX契約者及び第6種シェアードIP-PBX契約者から申出を行う法人等は国税庁の指定した法人番号及びTSR（株式会社東京商工リサーチ）が運営・管理しているD-U-N-S® Numberの払出しを受けている必要があります。</p> <p>ク この割引の適用を受ける第6種シェアードIP-PBX契約者及び第6種シェアードIP-PBX契約者から申出を行う法人等の名義と株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号の契約者の名義は一致している必要があります。当社はD-U-N-S® Numberが一致していることをもって名義が一致していることを確認します。</p> <p>ケ 当社はこの割引の適用を受ける第6種シェアードIP-PBX契約者が通信を行うことを目的とせずに通信を著しく繰り返す行為その他当社の電気通信事業の適正かつ合理的な運営又は電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を阻害する行為（それを知って加担する行為を含みます。）を行っているとは合理的に判断した場合、この割引を適用しないことがあります。</p>		<p>た法人等に同意をとるものとします。</p> <p>キ この割引の適用を受ける第6種シェアードIP-PBX契約者及び第6種シェアードIP-PBX契約者から申出を行う法人等は国税庁の指定した法人番号及びTSR（株式会社東京商工リサーチ）が運営・管理しているD-U-N-S® Numberの払出しを受けている必要があります。</p> <p>ク この割引の適用を受ける第6種シェアードIP-PBX契約者及び第6種シェアードIP-PBX契約者から申出を行う法人等の名義と株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号の契約者の名義は一致している必要があります。当社はD-U-N-S® Numberが一致していることをもって名義が一致していることを確認します。</p> <p>ケ 当社はこの割引の適用を受ける第6種シェアードIP-PBX契約者が通信を行うことを目的とせずに通信を著しく繰り返す行為その他当社の電気通信事業の適正かつ合理的な運営又は電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を阻害する行為（それを知って加担する行為を含みます。）を行っているとは合理的に判断した場合、この割引を適用しないことがあります。</p>
(8)～(10) (略)	(略)	(8)～(10) (略)	(略)
<p>5-2 料金額</p> <p>5-2-1 利用料</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ カテゴリー3</p>		<p>5-2 料金額</p> <p>5-2-1 利用料</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ カテゴリー3</p>	

区 分	単 位	料 金 額
タイプ1	1の契約ごとに月額	580円 (638円)
タイプ2	1の契約ごとに月額	580円 (638円)
タイプ3	1の契約ごとに月額	580円 (638円)
タイプ4	プラン1	1の契約ごとに月額 200円 (220円)
	プラン2	1の契約ごとに月額 500円 (550円)
タイプ5	1の契約ごとに月額	300円 (330円)

エ〜ク (略)

5-2-1-1 (略)

5-2-2 付加機能利用料

区 分	単 位	料 金 額
(略)	(略)	(略)
I D 追加機能	カテゴリ3に係るもの	1のI Dごとに 200円(220円)
(略)	(略)	(略)

5-2-3~5-2-4 (略)

第2 (略)

第2表 工事に関する費用 (工事費 (附帯サービスの工事費を除きます。))

1 適用 (略)

2 工事費の額

2-1~2-3 (略)

2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの(略)

区 分	単 位	工事費の額

区 分	単 位	料 金 額
タイプ1	1の契約ごとに月額	580円 (638円)
タイプ2	1の契約ごとに月額	580円 (638円)
タイプ3	1の契約ごとに月額	580円 (638円)
タイプ4	プラン1	1の契約ごとに月額 200円 (220円)
	プラン2	1の契約ごとに月額 500円 (550円)
タイプ5	1の契約ごとに月額	300円 (330円)
タイプ6	1の契約ごとに月額	400円 (440円)

エ〜ク (略)

5-2-1-1 (略)

5-2-2 付加機能利用料

区 分	単 位	料 金 額	
(略)	(略)	(略)	
I D 追加機能	カテゴリ3に係るもの	タイプ5のもの	1のI Dごとに 200円(220円)
		タイプ6のもの	1のI Dごとに 300円(330円)
(略)	(略)	(略)	

5-2-3~5-2-4 (略)

第2 (略)

第2表 工事に関する費用 (工事費 (附帯サービスの工事費を除きます。))

1 適用 (略)

2 工事費の額

2-1~2-3 (略)

2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの(略)

区 分	単 位	工事費の額

ア 交換機等工事費	(ア) (略)	(略)	(略)	(略)	ア 交換機等工事費	(ア) (略)	(略)	(略)	(略)
	(イ) 上記以外に関する工事の場合	カテゴリー1 (タイプ2を除きます。)、カテゴリー2、カテゴリー3 (タイプ5を除きます。) 又はカテゴリー4のもの	1の契約ごとに	2,000円 (2,200円)		(イ) 上記以外に関する工事の場合	カテゴリー1 (タイプ2を除きます。)、カテゴリー2、カテゴリー3 (タイプ5、 <u>タイプ6</u> を除きます。) 又はカテゴリー4のもの	1の契約ごとに	2,000円 (2,200円)
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

第3表 (略)		第3表 (略)	
料金表別表1 削除 料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能		料金表別表1 削除 料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能	
区 分	提 供 条 件	区 分	提 供 条 件
1 番号追加機能 追加番号（この機能を利用するためのIPセントレックス番号であって、第73条の8（第6種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号）の規定に基づき当社が定める番号又は代表番号以外のものをいいます。）により通信を行うことができるようになる機能	(1) この機能において利用することができる追加番号の数は、当社が指定するところによります。 (2) 第6種シェアードIP-PBX契約者は、この機能の提供を請求するに当たっては、その追加番号に係る通信チャネルの提供を請求することができます。 (3) 追加番号に関するその他の取扱いについては、第73条の8の規定に準ずるものとします。 (4) 第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。）がこの機能を請求する場合は、ID追加機能も同時に請求するものとします。この場合、この機能の番号数とID追加機能のID数は同数とします。	1 番号追加機能 追加番号（この機能を利用するためのIPセントレックス番号であって、第73条の8（第6種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号）の規定に基づき当社が定める番号又は代表番号以外のものをいいます。）により通信を行うことができるようになる機能	(1) この機能において利用することができる追加番号の数は、当社が指定するところによります。 (2) 第6種シェアードIP-PBX契約者は、この機能の提供を請求するに当たっては、その追加番号に係る通信チャネルの提供を請求することができます。 (3) 追加番号に関するその他の取扱いについては、第73条の8の規定に準ずるものとします。 (4) 第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ5 <u>又はタイプ6</u> に係る者に限ります。）がこの機能を請求する場合は、ID追加機能も同時に請求するものとします。この場合、この機能の番号数とID追加機能のID数は同数とします。
2 代表機能 2以上の第6種シェアードIP-PBX契約に係るIPセントレックス番号について、それらのIPセントレックス番号を代表する代表番号（この機能を利用するためのIPセントレックス番号であって、第73条の8の規定に基づき当	(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ1、 <u>タイプ3</u> 、タイプ4 <u>及び</u> タイプ5に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。 (2) (3) (略)	2 代表機能 2以上の第6種シェアードIP-PBX契約に係るIPセントレックス番号について、それらのIPセントレックス番号を代表する代表番号（この機能を利用するためのIPセントレックス番号であって、第73条の8の規定に基づき当	(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ1、タイプ3、タイプ4、タイプ5 <u>及びタイプ6</u> に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。 (2) (3) (略)

<p>社が定める番号及び追加番号以外のものをいいます。)を定め、その代表番号に着信通話があった場合に、通話中でないいずれかのIPセントレックス番号に接続することができるようにする機能</p>		<p>社が定める番号及び追加番号以外のものをいいます。)を定め、その代表番号に着信通話があった場合に、通話中でないいずれかのIPセントレックス番号に接続することができるようにする機能</p>	
<p>3 代表番号通知機能 この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約に係るIPセントレックス番号から行う通話について、そのIPセントレックス番号に替えて、代表番号を通信先に通知する機能</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ1、タイプ3、タイプ4及びタイプ5に係る者を除きます。)に、この機能を提供します。 (2) (3) (略)</p>	<p>3 代表番号通知機能 この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約に係るIPセントレックス番号から行う通話について、そのIPセントレックス番号に替えて、代表番号を通信先に通知する機能</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ1、タイプ3、タイプ4、<u>タイプ5</u>及び<u>タイプ6</u>に係る者を除きます。)に、この機能を提供します。 (2) (3) (略)</p>
<p>4 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>4 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5 発信番号非通知着信拒否機能 この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者の第6種シェアードIP-PBXサービスにおいて、発信者電話番号等が通知されない通信(当社が別に定める通信を除きます。)に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答し着信を拒否する機能 (注) 本欄に規定する当社が別に定める通信は、公衆電話からの通信及び発信者番号等が特定できない通信とします。</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ5に係る者を除きます。)に、この機能を提供します。 (2)~(4) (略)</p>	<p>5 発信番号非通知着信拒否機能 この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者の第6種シェアードIP-PBXサービスにおいて、発信者電話番号等が通知されない通信(当社が別に定める通信を除きます。)に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答し着信を拒否する機能 (注) 本欄に規定する当社が別に定める通信は、公衆電話からの通信及び発信者番号等が特定できない通信とします。</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ5及び<u>タイプ6</u>に係る者を除きます。)に、この機能を提供します。 (2)~(4) (略)</p>

<p>6 迷惑電話おことわり機能</p> <p>迷惑電話の着信を拒否したい旨の申出があった第6種シェアードIP-PBX契約者に対し、登録応答装置（その第6種シェアードIP-PBX契約者が指定した電話番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された電話番号からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内を自動的に行う装置）を利用して提供する機能</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定めるものは、01～09から始まる最大11桁のものとしします。</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ5に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。</p> <p>(2)～(5)（略）</p>	<p>6 迷惑電話おことわり機能</p> <p>迷惑電話の着信を拒否したい旨の申出があった第6種シェアードIP-PBX契約者に対し、登録応答装置（その第6種シェアードIP-PBX契約者が指定した電話番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された電話番号からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内を自動的に行う装置）を利用して提供する機能</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定めるものは、01～09から始まる最大11桁のものとしします。</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ5 <u>及びタイプ6</u>に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。</p> <p>(2)～(5)（略）</p>
<p>7（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>7（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>8 留守番機能</p> <p>この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約に係るIPセントレックス番号に着信した通話のメッセージの録音、録音したメッセージの再生及びメッセージが録音されたことをその第6種シェアードIP-PBX契約者が指定したものに対し当社が別に定める方法により通知する機能</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定める方法は、電子メールとします。</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（転送先特定番号機能を利用する者、カテゴリ3のタイプ5に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。</p> <p>(2)～(7)（略）</p>	<p>8 留守番機能</p> <p>この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約に係るIPセントレックス番号に着信した通話のメッセージの録音、録音したメッセージの再生及びメッセージが録音されたことをその第6種シェアードIP-PBX契約者が指定したものに対し当社が別に定める方法により通知する機能</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定める方法は、電子メールとします。</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（転送先特定番号機能を利用する者、カテゴリ3のタイプ5 <u>及びタイプ6</u>に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。</p> <p>(2)～(7)（略）</p>
<p>9 通信チャネル追加機能</p> <p>追加通信チャネルにより通信を行うことができるようにする機能</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ5に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。</p>	<p>9 通信チャネル追加機能</p> <p>追加通信チャネルにより通信を行うことができるようにする機能</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ5 <u>及びタイプ6</u>に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。</p>

	提供します。 (2) (略)			に、この機能を提供します。 (2) (略)
10 一括転送機能 この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者が指定するIPセントレックス番号で構成されたグループを、応答前に、第6種シェアードIP-PBX契約者があらかじめ指定した番号（当社が指定するものに限り。）にグループ単位で一括で転送することができる機能	(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（転送先特定番号機能を利用する者及びカテゴリ3のタイプ5に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。 (2)～(5) (略)		10 一括転送機能 この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者が指定するIPセントレックス番号で構成されたグループを、応答前に、第6種シェアードIP-PBX契約者があらかじめ指定した番号（当社が指定するものに限り。）にグループ単位で一括で転送することができる機能	(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（転送先特定番号機能を利用する者及びカテゴリ3のタイプ5 <u>及びタイプ6</u> に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。 (2)～(5) (略)
11～14 (略)	(略)		11～14 (略)	(略)
15 ID追加機能 追加IDにより通信を行うことができるようにする機能	(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ5に係る者に限ります。）に、この機能を提供します。 (2) (3) (略)		15 ID追加機能 追加IDにより通信を行うことができるようにする機能	(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ5 <u>及びタイプ6</u> に係る者に限ります。）に、この機能を提供します。 (2) (3) (略)
16～18 (略)	(略)		16～18 (略)	(略)
		<p>IP 通信網サービス契約約款 共通編 附 則 (令和5年12月12日 CAS1サ第000400002721-01号) この改正規定は、令和5年12月15日から実施します。</p>		